

宗像市介護保険運営協議会（平成 23 年度 第 6 回）
議事録

日 時：平成 23 年 12 月 8 日（木）15 時 00 分～16 時 00 分

会 場：宗像市役所 103A 会議室

出席者：山根会長、岡山副会長、大嶋委員、渋谷委員、高崎委員、日野委員、南委員、
宮口委員、吉武委員

（欠席：麻生委員、北村委員、小林委員、坂元委員、西崎委員、松本委員）

出席者：野中健康福祉部長、長谷川介護保険課長、瀧口地域包括支援センター所長、
小田保健福祉政策課長、篠原健康づくり課長、嶋田介護保険係長、
織戸介護認定係長、橘地域包括支援係長、柚木保健福祉政策係長、
占部高齢者施策係長、高宮健診指導係長、吉田健康推進係長、
市場主任主事、安田主任主事、株式会社サーベイリサーチセンター

【会議次第】

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 議題

（1）審議事項

宗像市高齢者保健福祉計画及び第 5 期介護保険事業計画に係る

ア 計画原案について 【資料 1】

イ 介護保険料について 【資料 2】

4. その他
5. 閉会

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議題

（1）審議事項

宗像市高齢者保健福祉計画及び第 5 期介護保険事業計画に係る

ア 計画原案について 【資料 1】

<事務局説明>

会長

総括的な内容で一通り説明していただきました。全般を通してご質問やご確認したいことなどありませんでしょうか？

さっきの年間10万円の慰労金は実際何人くらいに払っているのですか？

事務局

実際22年度は該当者はありませんでした。それ以前は年間数件です。今後は見直しをしたいと思います。

会長

10万円払っていたのに今年は0だということは、よそに行かれたかお亡くなりになったかなどの動きがあったのですか？

事務局

一昨年受給された方が施設に入居されたということで、今年度は該当者はありませんでした。

会長

該当する方には10万円を受取る該当者ですよという通知は出しているんですか？

事務局

ご案内は出しています。

会長

では年金みたいに申請しないといけない類の物ではないということですか？

事務局

申請は必要ですが、ご案内はしています。

会長

調べれば調べるほどお先真っ暗というか明るい気分にはなれない感じですが、保険料なども含めて…。

事務局

保険料は次で説明します。

副会長

2点だけお願いをしておきたいと思います。38ページの地域密着型サービスの2番目が今までの計画にない記述になっていると思います。来年度以降の介護保険運営協議会、それと地域密着型運営部会と市との連携といいですか、あり方を是非ご検討していただきたいと思います。これに基づいて、この介護保険運営協議会も部会も、一定の権限や責任を市と共同して負わないといけないと思います。ところが事後承認が多いので、事業所の選定とかをいろいろされる際に、部会なり介護保険運営協議会の活用を検討いただければと思います。

それから44ページの夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護。これは今度の法改正の柱、地域包括ケアシステムの目玉と国が考えているものですが、今年度やった国のモデル事業では、参入する市町村も全国で予定数に達しなかったし、事業所が手を挙げて利用者が予定数に達しなかったというところがあって、国が描いているビジョンと現場、あるいは地域の住民の方との落差が非常に大きいわけです。それを踏まえて、これを書かれる場合に、利用者が宗像市におられるのか、手を挙げる事業所があるのかというのが心配な部分があります。地域包括ケアシステムの柱なので書かないといけないのですが、理論と実態の問題もありますので。九州でも4ヶ所ぐらいでモデル事業をやっています。九州で一番成功したと言われているのは大分県の中津ですが、佐世保や大牟田もやっています。大牟田は予定数に達しなかったそうですが。現場に行かれる必要はないと思いますが、電話あたりされてどんな状態であったかぐらいは把握されて、今後要綱等が出てきて書かれるときの予備知識にされたらどうかと思います。

委員

お願いですが、27ページに地図があって、その次に事業所名等が入った一覧をつけていただいています。第4期の資料は1ページにあって、そちらの方が見やすいので、レイアウト的に見開きにしていただくとリンクしやすいと思います。それから第4回の会議の時に、山根会長から各介護老人福祉施設等の名前も挙げたらどうだろうかという意見が出たような記憶があるのですが、もし挙げていただくのであれば、それもマッピングしていただくと市民の方には見やすくなるのではないかなと思います。いかがでしょうか？

事務局

特別養護老人ホームや老人保健施設ですよね。一応、地域密着型サービスは市に監督権があるので載せているのですが。

副会長

市内にある介護老人福祉施設などは指導監督権などに関わらず載せてあげる方がいいと思います。地域密着型サービス施設の一覧ですが、特養とか老健あたりも。

事務局

ここは日常生活圏域の設定の中でつけておりますが、いずれ後半部分に資料編をつけさせていただくので、その中でもよろしければ…。

委員

確かこちらとは別に介護保険の便利帳も出してくださっているのですが、両方見ながら市民の方が見やすいものになりさえすればと思っています。

会長

ご質問は何でしたでしょうか？

委員

確か以前、会長が施設名を出したらどうだろうかという意見を言われていて、その反映がなかったようなので。それが質問です。

事務局

介護老人福祉施設と介護保険上申しておりますが、一般的には特別養護老人ホームの方が皆さんご存知なので、それがまず分かりにくかったということが1つと、具体的な施設名をというご意見でした。

副会長

後ろの方の資料に書きますということですが、それはそれとして、ここに1つ項目立てて挙げれば、より親切だと思しますので、検討をお願いします。

事務局

はい。

会長

生活保護受給者も介護保険料を負担しているんですかね？

事務局

そうです。

委員

35 ページの上の方にハザードマップとありますが、これは防災マップのことでしょうか？これは市としても名前は統一した方がいいと思います。

今まで市に高齢者や認知症の人権を守っていただきたいとか孤独死がないようにと、いうことを申しあげてきましたが、今回見てみますと、よく国の方針とか重点事項に基

づいて策定されていると思いました。コンパクトにできていますので分かり易い感じがします。

もう1つ。この前少し問題になりましたが、介護予防水中運動教室。これは市の事業でしょうか？否決されましたが、宗像市として是非、これに代わるものを作っていただきたいと思うのですが。

事務局

同じような介護予防事業が既にあるので混乱を招くということと財源的な問題で、今回副会長さんの方に、皆さんには挙手で議決していただいた次第です。水中運動教室自体、同じようなものが予防の中にもあるので。

委員

予防事業というのは広いなあという感じを受けますので、私たち素人には判断できないものだと思います。

会長

介護予防健診を見直すことが決まっていて、早い話が、元気な人しか来ないんですよ。だから予防しないといけないであろうという対象者を絞り込む為に、質問表なども変えていかれるそうです。なかなか運用も難しいとは思いますが、予防できればそれが一番コスト削減できますので。

9段階の所得の600万以上あるような方というのは宗像市におられるんですか？

事務局

65歳以上で所得600万以上の方もいらっしゃいます。年金収入以外にもお勤めされている方もいますし、不動産収入などがある方もいらっしゃいます。

イ 介護保険料について 【資料2】

<事務局説明>

会長

変更があるようですが、これは120万以下でも計算したら負担額は4期よりも増えているんですね。

事務局

はい。下の方に第5期の4期との差額と一番下に書いてあるところですが、第5期の表の一番下の月額基準額に4500円と書いております。これは現段階で、だいたい月

額で4000円台半ばぐらいになりそうだという見込みから4500円と数値を入れておりますが、まだ決定ではありません。ただ4500円と基準を定めた場合には、会長がおっしゃいますように月額増えるではないかというところなんです、申し訳ありませんが、他の段階の方達との比較におきまして、負担の上昇が抑えられる結果になるというところなんです。

会長

そういうことだそうです。よろしいですか？

副会長

宗像は介護保険料は県内でも低い方ですよ。

事務局

第4期は下から5番目です。

副会長

5期のところに入っている数字はまだ動くということですね。国の試算では一般的に1000円ぐらい上がるのではないかとと言われていたのですが、ここに設定の考え方について4点書いてありますが、そういうことですかね。

事務局

はい。段階だけを見ますと第9段階から第8段階と1段階減るのではないかという話がございます。国の示している標準では第5、第6段階が第5段階、第7～9段階が第6段階となっているところなんです、応能負担と申しまして、所得の多いかたに宗像市は負担をもう少しお願いしたいということで、これを多段階化、弾力化と申しまして、より所得の多い方にご負担いただくような段階設定にしております。9段階から8段階に減ったのは高所得者の負担を減らしたわけではなくて、先ほど言いましたように、第5段階を廃止したのは、税法改正の影響により急に上がることを抑えていた部分を今回廃止した結果、4期の第5段階がなくなったためにトータルでは1段階減ったというところなんです。より段階を増やして1000万以上ある方からは2倍以上とればいいじゃないかというお話もあるのですが、介護保険制度というのが民間の保険と違って社会保険の強制加入となっております、応益負担という考え方も併せて考えないといけないところなんです。実際は100人介護保険を払っている内の介護認定率は15%程度なので、85%の人達はただ介護保険料を払っているだけです。介護予防事業には参加していらっしゃるかもしれませんが、そういった応益負担、実際保険の給付を受けられる方の負担はどうなのかというところで、高所得者の方達が応益の部分が少ないという統計がございます、あまり保険給付の見込みが少ない方達に、保険料だけずっと他の人の何倍も負担させるのかという議論もございますので、ここぐらいの段階設定が適当ではないかと考

えています。

会長

保険ですから受益できる方とそうでない方がおられるわけで。ただ、あまりこれが高じると、親の年金で子どもの保険料を払うとか、本末転倒にならないように設定していないと何をやっているのかとなりますので。保険料の変更の予定がありますというお話でした。それでは予定していた今日の協議会はこれで終わらせていただきたいと思います。

4. その他

事務局

長時間に渡りましてご審議ありがとうございました。本日の6回目の運営協議会で、だいたい事業計画の審議に関する部分をかなり出しております。明日からパブリックコメントを予定しております。パブリックコメントはだいたい1月10日ぐらいの予定になっております。

今回の第7回介護保険運営協議会につきましては、来年の1月26日木曜日の13時半から、場所は202会議室で開催したいと考えております。資料等は後日送付したいと思っております。それから今日お配りしているカラーのA3の資料は回収させていただきたいと思っておりますので机の上に置いていただきたいと思います。

会長

皆さん、お疲れ様でした。

次回開催日時：1月26日（木）13時30分～ 202会議室